

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		事故時の措置命令
根拠条例・規則名		下水道法
条 項		第 12 条 の 9 第 2 項
所 管 部 課		建設局 下水道部 下水道維持管理課 (電話 : 048-829-1559)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>事業場等の水質規制に関する指導指針</p> <p>措置命令 水質事故により、排除基準に適合しないと認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導したにもかかわらず、応急措置を行わず、下水道施設又は終末処理場へ影響があると認める場合 ・ 緊急を要する場合 (口頭)
	設定等年月日	平成 19 年 10 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		